

(3) 学校における竹島教育

小・中学校における「竹島に関する学習」の推進状況 ～平成22・23年度の取組及び平成22年度の実施状況～

島根県教育庁義務教育課 曾田 和彦

1 はじめに

平成18年に改正された教育基本法には、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、教育の目標のひとつとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(第2条第5項)が新たに記述された。

教育基本法の改正を受けた新しい学習指導要領が、小学校においては平成23年4月、中学校においては平成24年4月から全面実施となる。一方、高等学校及び特別支援学校高等部においては、平成25年4月から学年進行により段階的に実施となる。

今後、新しい学習指導要領により、領土についての指導が全国で推進されることになる。

本稿は、島根県教育庁義務教育課を中心とした取組、義務教育段階における竹島に関する学習の実施状況、竹島に関する学習の実践例をまとめ、今後の竹島に関する学習の推進に資することを目指すものである。

2 学校教育における竹島に関する動き

(1) 国の動向

平成20年に文部科学省が告示した小学校学習指導要領解説社会編には竹島の指導に関する記述はなかったが、中学校学習指導要領解説社会編には「また、我が国と韓国との間に竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域についての理解を深めさせることも必要である。」と記述された。

平成21年に告示された高等学校学習指導要領解説には「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。」と記述された。この記述について文部科学省は、高等学校においても竹島について中学校と同様の指導がなされるという趣旨であると説明している。

※「我が国が正当に主張している立場」

- ①竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である。
- ②韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものでない。(「外務省HP」より)

中学校学習指導要領解説社会編に竹島の指導について記述された後に行われた平成21年度の小学校の教科書検定では、第5学年の社会の教科書5種すべてに、平成22年度の中学校の教科書検定では社会の地理的分野4種すべて、公民的分野7種すべて及び歴史的分野の7種中2種に竹島が記載された。小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から新しい教科書を用いた授業が全国で開始される。

また、平成22年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会（文部科学省主催全国指導主事会）では竹島の指導に関して、「小学校においては学習指導要領及び解説に記述はないので、必ず取り扱わなければならないものではないが、指導する際には我が国固有の領土であり、韓国によって不法に占拠されているという、我が国が正当に主張している立場に基づいて指導することが必要である」、「中学校においては国の指針に則って適切に指導すること」という説明がなされた。

(2) 島根県の動向 ～義務教育段階を中心に～

島根県では平成17年3月25日に「竹島の日を定める条例」が公布され、毎年、2月22日「竹島の日」に記念式典等を開催するなど、竹島についての啓発活動を推進してきた。

また、島根県は国への重点要望の中に、「国民の領土に対する正しい認識を深めるため、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること」をあげ、文部科学省に対しては学習指導要領への竹島記載に関する要望等を行ってきた。併せて、各教科書会社に対しては教科書への竹島記載を要望してきた。近年の全国の動向の変化はこれらの活動の成果の表れの一つであると考えている。

島根県教育委員会はこれまでも島根の教育で大切にしたいことの一つとして、ふるさと教育の推進を掲げ、その中で竹島について扱うこととしてきた。小学校においては『領土に対する正しい認識を深める「竹島」に関する学習の実施』を、中学校においては『日韓両国の主張の違いについて考える「竹島」に関する学習の実施』を重点としてきたところである。

平成21年度からすべての市町村立小・中学校で竹島に関する学習が実施されている。（但し、複式学級を有する小学校では、教育課程編成の都合上、第5学年社会の国土に関する学習を隔年で実施するため、社会における竹島に関する学習が2年に1回となる場合もある。）

なお、国立小・中学校及び私立中学校においても竹島に関する学習は実施されている。

(3) 平成22・23年度における島根県教育委員会の主な取組

○教育しまね48号における広報(平成23年2月発行)

島根県教育委員会が発行する保護者向け教育広報誌に、『2月22日は「竹島の日」』というタイトルで、竹島が日本の領土であることや、県内の小・中・高・特別支援学校で竹島に関する学習が推進されていること等について解説し、真の日韓友好を実現するために家庭でも竹島問題について語り合う機会を設けてもらうよう呼びかけた。

○竹島教育フォーラムへの参加(平成23年2月22日)

第6回「竹島の日」記念式典に併せ、「竹島教育を考える」というテーマで開催されたフォーラムに、伊藤由紀夫島根県教育監がパネリストとして登壇し、これからの竹島教育の在り方や政府への要望等を述べた。

コーディネーターは下條正男拓殖大学国際学部教授、他のパネリストは渡部周衆議院議員、新藤義孝衆議院議員、山口修司出雲市立伊野小学校長、常角敏知夫村立知夫中学校長であった。

竹島問題の解決には、子どもへの教育の充実が必要であり、政府が責任をもって体制を整える必要があることが確認された。

県内の小・中・高等学校の教職員17名も式典及びフォーラムに出席した。

○「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの開催

島根県教育委員会が推進してきた竹島に関する学習の成果を踏まえ、県内の中学生が、竹島や北方四島の歴史と現実に関心をもち、領土問題を正しく理解し、竹島・北方領土問題に関心を高めることを目的に、島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議が主催して平成22年度から開催した。

第1回の平成22年度は5校から256点、第2回の平成23年度は11校から546点の応募があり、審査の結果、上位入賞者を島根県知事、島根県教育長等が直接表彰した。

なお、入賞作品は作文集にまとめて県内各中学校等に配付した。(第1回及び第2回の島根県知事賞受賞作品は資料として掲載)

また、平成22年度の上位入賞作品が第6回「竹島の日」記念式典において紹介された。

応募された作品には、平成21年度に配付した竹島学習副教材DVD等を活用した学習をとおして、竹島が歴史的事実や国際法に照らして日本の領土であることを理解し、韓国に不法占拠されて以降の現在に至るまでの経緯などを理解したことがうかがえるもの、領土問題を自分自身の問題として真剣に考え、自分たちに何ができるかを考えたものが多数見られた。

○新任教職員宿泊研修会 校種別・職種別協議における講義(平成23年8月2日実施)

島根の教職員に理解してほしい竹島に関することについて、島根県教育庁義務教育課指導主事が講義を行った。竹島や竹島問題の概略及び竹島が歴史的にも国際法に照らしても我が国固有の領土であること、真の日韓友好の実現のために竹島問題を解決することが必要であること、竹島に関する学習の一層の充実を図ることが必要であること等について理解を深めさせることができた。

○竹島学習リーフレットの発行(平成24年2月発行)

平成21年度に発行した竹島学習副教材DVDを補完すること及び中学校等における竹島に関する学習の一層の充実を図ることを目的に、島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議が協力して作成に取り組んだ。

島根県教育委員会、島根県竹島・北方領土問題教育者会議が作成した活用の手引も

併せて平成24年度に各中学校等に配付し、授業等における活用を促進する予定である。

○指導主事会における講義(平成24年2月15日)

竹島に関する学習の推進体制を強化するため、県内5教育事務所及び2教育センターの指導主事等を対象として、島根県教育庁義務教育課指導主事が講義を行った。竹島等の領土に関する近年の動向及び竹島学習リーフレットの内容等を確認し、各学校を訪問指導する際の重点について共通理解を図った。

○教育しまね50号における広報(平成24年2月発行)

「竹島をめぐる日韓の主張」というタイトルで、韓国の3つの主張(韓国は古くから竹島を認識し領有していた、17世紀に竹島が朝鮮領であることを江戸幕府が認めた、1905年の島根県編入は侵略の第一歩である)が、史料等から証明できないという日本側の主張を簡潔に説明した。

3 「竹島に関する学習」実施状況の変化

島根県教育庁義務教育課が実施した平成22年度の県内の市町村立小・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況調査の結果は、次のとおりである。

(1) 小学校の実施状況

○小学校 236校 / 243校 (実施率97.1%)

平成22年度に竹島に関する学習を実施しなかった学校はいずれも複式学級を有しており、平成21年度の第5・6学年の社会の授業で実施されていた。

○4年間の実施率の推移

平成19年度	69.4%
平成20年度	79.1%
平成21年度	92.6%
平成22年度	97.1%

○実施した学年・教科・単元等

- ・第5学年の社会「私たちの国土」の単元において実施した学校が最も多かった。
- ・社会においては、第4学年「私たちの県」の単元での実施、第6学年「世界の中の日本」「新しい日本、平和な日本へ」でも実施された。
- ・第6学年の総合的な学習の時間において、平和学習の一環として領土問題や竹島の日の意義等について学習した学校があった。
- ・竹島の日に合わせ、担任が朝・終礼の時間を活用してこの日の意義等について説明する学校があった。高学年での実施が多いが、中学年や低学年でも発達段階に応じて説明が行われた学校があった。
- ・竹島の日に合わせて全校集会や第5学年の学年集会を実施し、この日の意味について説明する学校があった。
- ・複式学級を有し、平成22年度に社会科の授業で竹島に関する学習を実施しなかった学校の中には、朝・終礼の時間を活用して実施する学校があった。

(2) 中学校の実施状況

○中学校 102校 / 102校 (実施率100.0%)

○4年間の実施率の推移

平成19年度	90.2%
平成20年度	95.2%
平成21年度	100.0%
平成22年度	100.0%

○実施した学年・教科・単元等

- ・第1学年の社会地理的分野「日本の地域構成」の単元において実施した学校が最も多かった。また、「都道府県の調査」で島根県を扱う際に領土問題に触れた学校もあった。
- ・社会においては、第2学年地理的分野「日本の漁業」の単元、第2学年歴史的分野「近代的な国際関係」、「日本の独立と安全保障」の単元、第3学年公民的分野「主権国家と国際社会」の単元において実施した学校があった。
- ・第3学年の総合的な学習の時間に役場職員を講師に招き説明を聞いた後で、新聞形式でまとめ、その後、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールに応募した学校があった。
- ・竹島の日に合わせて朝・終礼で担任が説明する学校があった。
- ・全校集会で校長が竹島と北方領土についてスライド等を用いて説明した学校があった。

4 竹島学習副教材DVDの活用状況

平成21年5月に、島根県内における竹島に関する学習を一層推進するため、島根県総務部総務課、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議が竹島学習副教材DVDを制作し、県内の小・中学校等に配付した。

(1) 小学校の活用状況

○竹島に関する学習を実施した学校に占める割合
180校 / 236校 (活用率76.3%)

(2) 中学校の活用状況

○竹島に関する学習を実施した学校に占める割合
74校 / 102校 (活用率72.5%)

(3) 竹島学習副教材DVDを活用した際の児童の反応や感想、授業者の感想等から

竹島学習副教材DVDを授業に活用した学校は小・中学校とも70%を超えた。作成の際に想定した、小学校では第5学年社会の「私たちの国土」の単元における活用、中学校では第1学年社会の地理的分野「日本の地域構成」の単元、第2学年社会の地理的分野「日本の漁業」の単元における活用が多かったが、小学校第6学年社会「世界の中の日本」の単元における活用や、中学校第3学年社会公民的分野「主権国家と

国際社会」の単元における活用もあった。

感想には児童生徒が映像から竹島の存在や、竹島問題について理解を深めることができた等、映像を中心とした副教材の有効性を指摘するものや、添付している学習指導案を活用することで授業が行いやすくなった等、指導者の手応えを述べたものがあった。

一方、児童生徒の実態から、想定した学年での使用に難しさを感じているとの感想もあった。DVDの映像の中で使用される用語の難しさや、歴史の学習をしていない小学校第5学年段階での指導、近現代の歴史を学習していない中学校第1学年段階での指導への不安をうったえたものがあった。

小学校において、第5学年、第6学年を見通して竹島に関する学習に複数回取り組む学校の実践や、中学校において小学校第5学年向けのDVDを活用した実践もあった。また、授業にはDVDの映像を活用しなかったものの、指導者の教材研究に活用した学校、授業者がDVDを編集して授業で活用した学校、島根県のWeb竹島問題研究所等の資料を活用して教材研究を行い授業に臨んだ学校等、竹島学習副教材DVDや添付した指導案例にとらわれず、児童生徒の実態や発達段階を踏まえて工夫された実践も多くあった。

5 各小・中学校における「竹島に関する学習」の実践例

○実践例1 松江市立乃木小学校

学年・教科 第5学年社会

実施期日 平成23年2月8日（火）

指導者 伊藤 雅美

内 容

「わたしたちが住む国土」の単元の中に「領土問題を考えよう」の小単元を設け、北方領土及び竹島の領土問題が存在することを知り、その解決に向けて考えようとする意欲を高めることや、竹島問題に関心をもち続けるきっかけとなることをねらった実践であった。

全5時間の単元計画の3時間で日本の位置や国土の特色、領土の範囲等について確認したうえで北方領土について位置や面積、歴史、返還運動、交流活動等について調べた。4時間目に竹島学習副教材DVDや隠岐の島町教育委員会発行ふるさと教育副教材を活用し、竹島の位置や様子、歴史、島で漁業ができない理由等について確認し、竹島をめぐる問題点についてまとめた。島根県NIE推進協議会幹事である授業者が新聞からスクラップしていた、内閣府の「北方領土の日」の広告と、島根県の「竹島の日」の広告を比較し、国の対応に温度差があることについても確認された。

5時間目にあたる本時は「竹島問題を解決するために、アイデアを出し合おう」を学習課題に話し合い活動がもたれた。授業の始めには韓国政府制作のCMに「竹島（韓国名：独島）の守護神」として登場していた「テコンV」の新聞記事を取り上げて、韓国の広報活動の様子が紹介された。授業の最後には、竹島問

題に関心をもち続けることが大切であることが授業者によって確認された。

児童の発言・授業後の感想

- ・首相が証拠となる写真・史料などを見せて韓国の大統領としっかり話し合う。
- ・日本と韓国の共有の島にする。周辺での漁は期間を決めて交替とする。
- ・いろいろな国に協力を求める。国のトップが集まる国際会議で、竹島が日本の領土だという証拠を示して協力してほしいと頼む。
- ・韓国ともっと協力する。交流を深めてもっと仲良くなってから、きちんと竹島は日本の領土だと説明する。そして漁業の約束もする。
- ・もっと日本人の意識を高める。「竹島は日本の領土」という意識を。そうしないと外国に通用しない。テレビCMや新聞広告などを利用して、返してほしいという気持ちを強くする。
- ・日本の人にもっと竹島について意識をもってもらうことについて、日本も子どもから大人まで人気のあるキャラクターで竹島のことを言うのがよいかないと考えていました。

○実践例2 出雲市立伊野小学校

学年・教科 第5学年社会

実施期日 平成23年5月6日（金）

指導者 川上 祥子

内 容

平成23年度から全面実施された新しい学習指導要領に基づいて編集された教科書の単元の順序に従い、年度の早い段階で実施された。竹島問題の解決方法について、友だちとの対話をとおして考えることをねらった授業であった。

全6時間で構成した単元で、おもな国々、世界の中での我が国の位置を3時間で学習したうえで国土の広がりや領土を3時間で扱った。前時に北方領土問題の解決方法について考え、竹島問題については竹島学習副教材DVDを活用して竹島の位置や様子を確認し、かつて竹島に渡った隠岐の漁師の竹島に対する思いにも触れながら感想を書いた。

本時は竹島問題の解決方法を考えることを課題として、ペア学習で考えを発表した後、全体での話し合いがもたれた。

児童の発言

- ・総理同士が話し合って返してもらう。
- ・昔の竹島の史料を見せて日本のものだと言う。
- ・島根県への編入が1905年と資料に書いてあるから韓国のえらい人に言って話し合う。
- ・韓国の人といっぱい交流して仲良くなればいい。
- ・仲良くなるだけの交流では問題は解決しないからだめ。

- ・日本と韓国が半分に使えばいい。
- ・テレビの放送は山陰くらいで、全国ではあまり放送されていない。
- ・ぼくたちが大人になったら放送局に入ってテレビに出て竹島のことを伝える。
- ・大人になってからでは遅い。時間がかかりすぎる。
- ・大人になるまでに解決しているかもしれない。

○実践例3 津和野町立木部中学校

学年・教科 第3学年社会科〔公民的分野〕

単 元 国際社会と世界平和

実施期日 平成23年1月21日（金）・24日（月）

指導者 山本 悦夫

内 容

国際社会は主権国家によって構成されていることや、国家の主権がおよぶ領域について学習した後、竹島問題の歴史的な背景や現在にいたる経緯を学習し、生徒が竹島問題の解決について自分の考えをまとめ発表する2時間の設定で実践された。1時間目は竹島の島根県編入や李承晩ラインの設定などについて、2時間目は日韓基本条約や日韓暫定水域の設定及び島根県の「竹島の日」条例の制定などについて、新聞や映像資料を活用して学習が進められた。

生徒の意見は社会科通信に掲載するとともに、山陰中央新報こだま欄に投書され、次の内容が平成23年2月5日（土）に掲載された。

掲載内容 『国は竹島問題解決に全力を』

社会科の時間に竹島問題について考えました。竹島については、日本と韓国が領有権を主張していますが、僕はこの問題をどのように解決したらいいのかわかりません。

現在、竹島周辺の海域は、日韓暫定水域が設定され、双方の漁船が操業できるそうです。しかし実際には日本の漁船が締め出されていたり、日本の経済水域で韓国漁船による密漁もあつたりしているので、とても悲しくなりました。漁業者の皆さんは本当に困っていると思います。

島根県議会が「竹島の日」条例を制定しましたが、竹島問題については、島根県だけでなく、国がしっかりと向き合っていかなければいけないと思います。

北方領土問題も同じことだと思います。日韓基本条約をはじめ、国交回復交渉の中で、これまで領土問題を棚上げすることがあったようです。国はこの問題に目をそらさず、しっかりリーダーシップを発揮して解決してほしいと思いました。

○実践例4 知夫村立知夫中学校

学年・教科 全校集会・学校公開日での上映会

実施期日 平成22年9月13日（月）・平成23年2月14日（月）・2月25日（金）

指導者 常角 敏

内 容

島根県竹島・北方領土問題教育者会議のメンバーである校長が、夏休みに生徒の依頼を受け、竹島について竹島学習副教材DVDや校長が作成したスライド等を活用しながら説明を行った。

2学期の全校朝礼では、校長が作成した竹島のスライドを用いて領土問題について説明した後、第1回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール応募に向けて全校で作文に取り組んだ。

審査の結果、3年生の生徒が島根県教育委員会教育長賞を受賞した。3学期の全校集会で入賞作品を紹介したり、学校公開日に入賞作品の朗読の様子を収録したDVDを上映したりするなどして、保護者や地域の方にも成果を発信された。全校朝礼でも校長が作成したスライドを活用して北方領土問題の説明が行われた。

一連の取組で、生徒たちの竹島問題に対する関心を高め、竹島問題の歴史的経緯や、竹島問題が未解決であることによって発生している状況等について理解させることができた。また、一人一人が解決に向けた自分なりの考えをもち、作文コンクールへの出品等をとおして表現することができた。

第1回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール 受賞作品（一部）

『竹島問題について』

竹島は日本海にあり、島根県に属する小さな島です。現在、日本と韓国が竹島の領土権を争っています。（中略）日本も韓国もお互い納得のいく形で竹島問題が解決すればいいなと思いますが、竹島問題の解決策を考えるのは、とても難しいし大変なことなんだなと実際に考えてみて分かりました。

私なりに思うことは、まず日本人みんなが今よりもっと竹島についてくわしく知っていくことが大事なのかなと思います。世の中、勉強でも何でも一人しかいなければ一人の意見しか出ません。しかし、十人や百人になれば十人、百人の意見がたくさん出ます。

それと同様に竹島問題についても、少ない人数で解決策を考えるより、一人でも多い人数で考える方がいろいろな意見が出ていいのではないかと思います。（後略）

○実践例5 島根大学教育学部附属中学校

学年・教科 第3学年社会〔公民的分野〕

単 元 よりよい社会を目指して

指 導 者 竹崎 葉子

内 容

平成24年度から全面実施される新しい学習指導要領に、中学校社会公民的分野の新たな内容項目として（4）イ「よりよい社会を目指して」が設けられた。附属中学校では「中学校における社会科のまとめ」として、適切かつ十分な授業時数の配当が求められることを踏まえ、この単元を「卒業レポート」と名付け、全8時間で取り組んでいる。（平成20年度以降）

第2学年の3学期から、新聞の一面の記事を読んで社会科の内容に関係するニュースを当番生徒が一つ選び、クラスメートにわかるように工夫して説明し、その説明を聞いた生徒が感想や意見を記述する取組を行う。それらも参考にしながら第3学年1

学期に課題を設定し3学期の発表に向けて調査活動に取り組むという構成である。

新聞発表に何人かがロシア、韓国、中国との間に発生した領土に関する問題を取りあげたことで、領土についての関心が高まった。第3学年1学期の課題設定の場面では、地域紛争や内戦、人口問題、食糧問題、環境問題などとともに毎年10名程度の生徒が領土に関する問題を課題として選択し取り組んでいる。

課題について個人研究形式で探究し、同じ課題を選んだグループで中間発表を実施した後、グループでクラス発表を行った。他のグループに問題の重大さを伝えるために重要なポイントを明らかにし、図やグラフも効果的に用い、工夫を凝らしたプレゼンテーションが行われた。他者と関わり合っただけで学ぶ学習活動を取り入れることで、思考力・判断力・表現力の育成が図れるとともに、課題に関する深い理解を得ることができた。

領土に関する問題を課題に選んだ生徒の発表の中には、韓国が切手を発行したり、歌を作ったりして領有をアピールしていることや、尖閣諸島周辺で進む中国による地下資源の開発、日本の排他的経済水域における外国漁船の違法な操業の実態など具体的な事象から問題を提起するものや、日本側のみの意見や資料だけでなく、相手国の意見や資料も取り上げて比較してから解決策を提言しているものなどがあつた。

6 指導にあたっての留意事項

○児童生徒から我が国が正当に主張している立場と異なる発言が出た場合について

- ・指導者は竹島が、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、韓国によって不法に占拠されているという我が国の立場を踏まえたいえで児童生徒の意見を受け止める。
- ・竹島学習副教材DVDで語られた隠岐の漁師の思い等を想起させる。
- ・国家とは国民、領域、主権からなっていること、領土、領海、領空からなる領域は、主権国家として他国から侵されることなく統治できるものであること、国際社会は国際法を遵守することで成り立っていることについて発達段階に応じた説明をする。

○新しい教育課程において社会で竹島を取り扱う際について

- ・小学校社会第5学年の内容の指導順序は、学習指導要領で示されたものを入れ替えてもかまわないことを踏まえ、竹島に関する学習の取りあげる時期等を創意工夫し、適切に指導計画に位置付ける。例えば、2月22日の「竹島の日」にあわせて国土について学習し、竹島学習副教材DVDを視聴させる等。
- ・中学校社会地理的分野の内容の取扱いの順序は(1)世界の様々な地域、(2)日本の様々な地域であることを踏まえ、竹島に関する学習を行う時期に竹島学習副教材DVDを積極的に活用する。
- ・中学校社会歴史的分野及び公民的分野においても積極的に竹島に係る内容を取りあげる。例えば、歴史的分野2内容(6)において、サンフランシスコ平和条約は竹島を日本が放棄すべき地域に含まなかったことを確認させたり、公民的分野2内容(4)イにおいて、領土問題について探究させたりする等。

○小・中・高等学校の竹島に関する学習の連続性について

- ・各中学校区や研究団体等における情報交換を緊密に行う。
- ・平成21年度に県内の全小・中・高・特別支援学校に配付した竹島学習副教材DVDを視聴し、小・中学校の各段階でどのような学習が行われているかを研究する。
- ・平成24年度に各学校へ配付予定の竹島学習リーフレットを研究する。

○韓国に対する児童生徒の感情について

- ・領土問題は国家間の問題であり、日韓の交流や相互の理解は引き続き推進すべきものであるという立場に立った指導を行う。
- ・児童生徒が韓国や韓国人々に対する偏見をもつことのないよう、日韓の交流等についても積極的に扱う。
- ・平和的に解決するための話し合いの大切さについて考えさせる。

7 おわりに

島根県内の小・中学校における竹島に関する学習は「行う」ことを求める段階から、学習の「一層の充実を図る」という段階に進んでいると認識している。

児童生徒が、将来外国の友人と領土問題について議論する場面に遭遇した際、うつむいて黙ってしまうことがないよう、児童生徒に歴史的事実や国際法に則った知識を身につけさせるとともに、考えをまとめ表現させること、領土問題に関心をもち学び続ける意欲を高めさせることを大切にしなければならないと考えている。

島根県教育庁義務教育課は今後も竹島に関する学習が推進されるよう、市町村教育委員会等と連携しながら、県内小・中学校への情報発信及び指導の充実を図っていくこととしている。

資料:「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール 島根県知事賞受賞作品

第1回「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクール 島根県知事賞

竹島問題 隠岐の島町立西郷中学校 3年 角脇 優花

竹島、領土、日韓問題、鬱陵島？

私が初めて総合学習の時間に役場の方から竹島問題について説明してもらった時、はっきり言って何が何やら意味がわからないといった感じでした。けれど、竹島を返して欲しいという気持ちがひしひしと伝わってくる、そんな説明だったと感じただけはよく覚えています。そんな私でしたが月日を重ねていくにつれ、徐々に竹島問題というものを理解し、竹島への思いを深めていきました。竹島は私たちのふるさと、隠岐の島町に属していること。これは歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに事実だといえます。では何故、日本は韓国とこの事で争わなければならないのでしょうか。1905年、明治政府は竹島を島根県に編入し、国際法的にも竹島は日本の領土になりました。しかし日本の敗戦後、サンフランシスコ講和条約発効直前の1952年、韓国初代大統領である李承晩は海洋主権の宣言ライン、いわゆる「李承晩ライン」を設け、韓国は竹島周辺海域の水産資源を得ることになったのでした。これが竹島問題の始まりになったといえます。これ以降、韓国は引き続き警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築しています。このような時代背景があり、竹島は日韓問題となっているのです。私はこの韓国の一連の行動について、少し自分勝手すぎるのでは、と思わずにはいられません。話し合いで結論を出すのが一番平和的で日本の望むやり方です。一方的に警備隊員を置いたり、建物を作ったりしてしまわれたのは三大原則に平和主義をかかげる日本にとっては、とても困ることだったはずで、では、韓国にとってはそれが一番いい方法だったのでしょうか。国が違うのです。文化も考え方も、色々なことが私たち日本人とはかみ合わないことでしょう。ここにはやはり、領土問題の複雑さを感じずにはいられません。けれどだからこそこの現代では、話し合いが非常に重要なことなのではないでしょうか。未だに竹島問題は解決の兆しをみせてはくれません。しかし私たちは話し合いという現代的で平和的、かつ正当なやり方で解決へと歩いていくべきです。何年かかっても私は竹島は隠岐の島町であると信じています。そして今、私たちにできる事は、竹島問題を理解し領土問題の複雑さを受け止め、関心を持ち続ける事なのだと思います。まずは隠岐の人たち、その後は島根の人たち、そして日本中の人たちがこの竹島問題について知り、考えることが解決への糸口なのです。一番身近な私たち隠岐の島の人々が一番竹島のことを忘れてはならないのです。

この私の主張を一体どれくらいの人がみて、どれくらいの人が竹島について知ろうとしてくれるのかわからないけれど、もし一人でもそうなってくれる人がいたのなら、私はきっと竹島は隠岐にかえってくるのだと思います。

第2回「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクール 島根県知事賞

竹島問題解決への第一歩 島根大学教育学部附属中学校 2年 竹森 達也

2月22日は「竹島の日」だ。この日になると、島根県庁周辺はいつもとは全く違う物々しい雰囲気包まれる。多くの警察官が街角に立ち、まるで近くで重大事件でも起きたかのような。この日は竹島問題を考える大切な日なのに、どこか「怖い日」になってしまっているのはなぜだろうか。

竹島に関する領土問題は、1952年の李承晩ライン制定に始まる。このとき韓国は、朝鮮の古文献に基づいて、竹島を自国の領土であると主張し、何の議論もせずに一方的に国境線を変更してしまった。その後、韓国は竹島にヘリポートや住民宿泊所を建設し、現在までこの島を実質的に支配している。

日本は、この問題を国際司法裁判所に付託することで解決しようとしているが、韓国側が拒否しているため、李承晩ラインの制定から長い時間が過ぎているものの、問題解決の目途は立っていない。

この問題について詳しく調べるため、僕は島根県庁の竹島資料室を訪れてみた。そこには竹島の模型が置かれ、昔の写真も貼られていた。しかし、竹島問題について啓発していくには狭すぎる気がした。竹島について島根県民に知らせていくには、スペースを広くとり、多くの資料を展示し、多くの人に来てもらえるようにしなければいけないと思う。

僕自身、今回まで竹島について考えたことは数えるほどしかなかった。普段から学校で竹島問題を取り上げ、みんなの興味を深めておけば、解決に向けて動き出すきっかけが生まれるかもしれない。僕たちがこの問題に関心であることが一番の問題だと思う。

つい最近、日本の国会議員が鬱陵島の竹島資料館へ現状調査に向かったが、入国を拒否されてしまった。このとき、韓国の大人達は街頭で日本の国旗を燃やすほど怒って、日本人の入国反対を叫んでいた。驚くほど強い反日感情だ。このニュース映像を見て、僕は、この大人達が話し合いをしても、問題は解決しないのではないかと思った。それなら、先入観の少ない僕たちが率先してこの問題を考え、解決策を練って見たらどうだろうか。

そのためには、まず友好的な土台作りから始めるのがいいと思う。お互いの文化を詳しく知り、理解し、相手に対して好意をもったうえで、この難しい領土問題に踏み込んでいくほうが議論も進むはずだ。小・中学生のときからこの土台作りを始めたら、将来、冷静な話し合いができるのではないだろうか。そのために「竹島の日」があるのだと思う。

そして、日本はこの問題を広く国際社会に投げかけて行くことも重要だと思う。国際司法裁判所への付託も継続して進めるべきだ。焦らず慎重に、そして感情的にならず冷静に対応する日本の姿を、世界に知ってもらうことで、領土問題は解決できるのではないかと思う。